

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	フランスにおける教育改革—コレッジ（中学校）の改革を中心に—
他言語論題 Title in other language	The Reform of Collèges in France
著者 / 所属 Author(s)	豊田 透 (Toyoda, Toru) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 文教科学調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	800
刊行日 Issue Date	2017-09-20
ページ Pages	09-28
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	フランスのコレッジ（中学校）では、差別のない共通の教育と生徒の多様性への対応の両立が課題となっているが、歴代政権の改革は十分に成果を上げていない。

- * 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
- * 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

フランスにおける教育改革 —コレージュ（中学校）の改革を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 文教科学技術調査室主任 豊田 透

目 次

はじめに

I 教育改革の歴史

- 1 フランスの教育制度
- 2 教育基本法の変遷
- 3 コレージュ改革の歴史

II PISA2012 に見るフランスの課題

- 1 PISA2012
- 2 国別報告書における指摘

III オランダ政権の改革

- 1 学校改革のための意見聴取
- 2 2013 年学校基本計画法（ペイヨン法）
- 3 新たな「共通基礎知識技能教養」の策定
- 4 学習期の再編

IV 2016 年コレージュ改革

- 1 経緯
- 2 主要な改革案
- 3 改革案に対する批判
- 4 改革案の修正

おわりに

要 旨

- ① フランスの小学校及びコレッジ（中学校）は、日本と同様の単線型である。現在のコレッジは「統一コレッジ」と呼ばれ、学力別に複数種に分かれていた学校を第二次大戦後の教育民主化推進過程の1975年にアビ法により一本化して誕生した。経済的・社会的に多様な生徒を差別なく全て共通の学校に受け入れることは共和国の理念にかなうものである。しかし、その理念の維持のために一方で学業困難の生徒、あるいは逆に優秀な生徒に配慮した個別の例外的措置を講じざるを得ず、早々に矛盾をはらむものとなった。
- ② アビ法以降、教育基本法に相当する法律として、「1989年教育基本法」（ジョспан法）が制定され、教育の総合的な基本理念と政策措置が規定された。ここでは、以後10年の間に同一年齢の80%をバカロレア（中等教育修了・大学入学資格）水準に到達させる、という高い目標も掲げられた。次いで2005年の「学校基本計画法」（フィヨン法）により、義務教育修了までに習得すべき「共通基礎知識技能」を策定することが定められ、学校はこれを基に教育課程を作成することとなった。
- ③ 歴代の国民教育担当大臣によりコレッジ改革も進められた。しかし経済格差や社会問題の影響により統一コレッジが持つ矛盾は次第に拡大し、生徒のための個別の例外的措置は教育制度の中に格差や疎外を生む要因となる場合もあった。OECDの国際的な学習到達度調査（PISA）によれば、フランスでは2000年代に入り基礎学力が低下し、生徒の社会的・経済的環境による格差が拡大している。
- ④ 2012年に発足したオランド政権においては、2013年に「学校基本計画法」（ペイヨン法）が制定され、「共通基礎知識技能」の刷新、小学校からコレッジへの移行の円滑化等、広範囲な改革が行われた。さらに2015年には、「2016年コレッジ改革」として、多様な生徒が共同で学習する「教科横断演習」の導入、個別指導の強化、外国語教育開始の早期化、学校内差別を生じさせる古典語選択教科やバイリンガルクラスの廃止等、一連の改革案が発表された。しかし「最低ラインに合わせた平均化」という批判を始めとする強い反発を受け、主要な改革の一部を修正して実施されることとなった。

はじめに

フランスの小学校及びコレッジ（中学校）⁽¹⁾は、いわゆる単線型の制度という意味で日本と同様である。フランスがこうした制度を採る理由は、教育の機会均等、格差の排除という共和国の理念と、全ての生徒の基礎学力を保障し経済成長や社会の安定に結びつける国家経営戦略にある。本稿で中心的に取り上げるコレッジに相当する前期中等教育は、教育制度全体の中に位置付けた場合、基礎学力を均一的に向上させる時期という意味で小学校の後続であると同時に、個々の生徒、特に学業成果が劣る生徒の進路構築を考慮した選別的な要素が入り込む段階でもある。後者の点はフランスにおいてはネガティブに捉えられており、あくまでも公平性の理念に貫かれたコレッジが理想とされている。現実への対処に当たっても、この理念を根本的に見直すような改革には踏み切らないスタンスが貫かれており、実際にフランスの教育改革において右派政権と左派政権の差異は意外なほど小さい。

本稿では、こうした特徴を持つコレッジを中心に、フランスにおける公教育改革の歩みを取り上げる。民主的な教育の実現に向けた改善・改革は、就学援助、学区や学校選択の管理、「優先教育政策」⁽²⁾等の地域・地区特性の配慮、財政援助、教員の育成、学校外活動の活用、保護者・地域・アソシアシオン⁽³⁾との協働、国と地方行政との権限の調整等、多面的な施策により行われているが、本稿ではコレッジの内側で実施される教育の内容、すなわち教科構成や時間配当等の教育課程、学力評価、クラス編成、教授方法等の面から行われた改善・改革を概観する。

まず第Ⅰ章において、現在のフランスの公教育制度、及びコレッジの単線化が法律上確立した1975年以降の公教育改革の歴史を紹介する。第Ⅱ章において、こうした改革の積み重ねにもかかわらず2000年代以降基礎学力低下と社会的不平等が拡大している現状について、「OECD生徒の学習到達度調査（Programme for International Student Assessment: PISA）」の2012年度調査結果を例として示す。第Ⅲ章では、直近の改革としてフランソワ・オランド（François Hollande）大統領が任期中（2012年5月～2017年5月）に実施した改革、及び第Ⅳ章でその一環である「2016年コレッジ改革」について概説する。

I 教育改革の歴史

1 フランスの教育制度

フランスの憲法における教育に関する規定は、1946年フランス第四共和国憲法⁽⁴⁾前文にある、「国は、子どもおよび成人の、教育、職業養成および教養についての機会均等を保障する。

* 本稿におけるインターネット情報は、2017年8月1日現在のものである。

(1) コレッジ（collège）は日本における中学校に相当するが、本稿では以下「コレッジ」の語を用いる。高等学校に相当するリセ（lycée）についても同様とする。

(2) 「優先教育政策（politique d'éducation prioritaire）」とは、社会に困難な問題を抱える地域・地区の学校を補助金や特別プログラムにより支援し、社会的・経済的な不平等に起因する学業困難を緩和する教育社会政策を指す。

(3) フランスのアソシアシオン（association）は、文化、スポーツ、社会奉仕、弱者支援等の広汎な分野にわたり存在する非営利団体で、地域における住民の連帯や問題解決において大きな役割を果たしている。そのうち「届出アソシアシオン（association déclarée）」は法人格を有する。

すべての段階での無償かつ非宗教的な公教育の組織化は、国家の責務である。』⁽⁵⁾とされた一文である。この規定により、義務教育に限らず公教育は無償となっている⁽⁶⁾。また、フランス国籍の有無にかかわらずフランスに在住する子どもに対し義務教育を保障している。こうした寛容で開放的な制度は、生徒の社会・経済・文化的環境が極めて多様になる要因となっている。教育の目標は、教育法典⁽⁷⁾L第121-4条に「学校教育及び大学教育は、基礎知識及び科学技術情報を含む一般教養の基本概念を授けること、職業能力の準備を行うこと、職業生活を通してその職業能力の完成と適用に貢献すること」と定められている。

フランスの義務教育期間は年齢主義であり、表1のとおり、6歳から16歳までの10年間⁽⁸⁾である⁽⁹⁾。6歳から5年間の義務教育は小学校(école élémentaire)で行われる。第1学年⁽¹⁰⁾(cours préparatoire: CP)、第2学年(cours élémentaire 1: CE1)、第3学年(cours élémentaire 2: CE2)、第4学年(cours moyen 1: CM1)、第5学年(cours moyen 2: CM2)から構成される。続く前期中等教育が11歳から4年間、コレージュで行われる。第1学年(sixième)、第2学年(cinquième)、第3学年(quatrième)、第4学年(troisième)から構成される。コレージュは小学校を修了した全ての児童を受け入れ、全ての生徒に共通した教育課程に基づき教育を行う。後期中等教育は主にリセ(lycée)で行われる。リセには普通・技術リセ(lycée général et technologique)及び職業リセ(lycée professionnel)があり、共通した課程ではない。

就学前教育⁽¹¹⁾、初等教育及び前期中等教育の期間は複数の学年をまとめた「学習期(cycle)」に区切られ、国による教育課程基準はこの学習期ごとに定められる。学習期は、次の教育段階に進む上で獲得されるべき知識・技能を総括する区切りであるとともに、生徒の段階的な学習や学校段階の接続を円滑にすることを目的としている。現行制度における学習期は2013年に定められたもので、全ての学習期が3年に統一されている。教育課程基準は、国民教育省に置かれた独立機関である教育課程高等審議会(Conseil supérieur des programmes: CSP)の承認を経てアレテ⁽¹²⁾で公布され、学校はこれに基づき教育課程を編成する。

(4) フランスの現行憲法は「1958年第五共和国憲法(Constitution de la Cinquième République)」であるが、これに加え「1946年第四共和国憲法前文(Préambule de la Constitution du 27 octobre 1946)」、「1789年の人及び市民の権利宣言(Déclaration des droits de l'homme et du citoyen du 26 août 1789)」（いわゆる「フランス人権宣言」）及び「2004年環境憲章(Charter de l'environnement de 2004)」が「憲法ブロック」を形成し、憲法的価値を有するとされている。

(5) フランス第四共和国憲法前文の引用は、「フランス第4共和国憲法前文」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第4版』三省堂, 2017, pp.278-279による。

(6) 国立大学では、学士号・修士号・博士号を取得する課程では登録料を徴収する。また、国立行政学院(École nationale d'administration: ENA)等のグランゼコール(Grandes Écoles)は、有償の場合、あるいは公務員となることを前提に無償かつ給与が支払われる場合等、様々である。

(7) Code de l'éducation. なお、フランスの法典は「法律の部(partie législative)」、「規則の部(partie réglementaire)」等に分かれており、法律の部の項名には「L.」が付される。

(8) 義務教育期間の最終年次は、それまでに原級留め置きがない場合、後期中等教育に及び、この場合コレージュの卒業と義務教育の終了は一致しない。

(9) 以下、フランスの教育制度に関する情報は、国民教育省(Ministère de l'Éducation nationale)ウェブサイト <<http://www.education.gouv.fr/>>を参照した。

(10) 小学校からリセまでの各学年の呼称は元来低学年から通しで漸減する形であり、コレージュ及びリセにはその呼称が残されている。例えばコレージュは、表1のとおり sixième(6年生)から始まり troisième(3年生)が最終学年である。ただし日本におけるフランスの教育に関する文献では学校段階ごとに漸増する表記が用いられる場合も多く、分かりやすさの観点から本稿においてもその表記を用いる。

(11) フランスの就学前教育は主として幼稚園(école maternelle)で行われる。3歳から5歳の児童の就学率は、1990年代以降ほぼ100%である。

(12) アレテ(arrêté)は省令に相当する。

表1 フランスの学校と学年編制

	年齢		学校	学年		学習期	
義務教育	17~18	中等教育	リセ ^(注) lycée	3	terminale		
	16~17			2	première		
	15~16			1	seconde		
	14~15			4	troisième (3 ^e)		第4学習期 (深化期) cycle 4: cycle des approfondissements
	13~14	3	quatrième (4 ^e)				
	12~13	2	cinquième (5 ^e)				
	11~12	初等教育	コレージュ collège	1	sixième (6 ^e)	第3学習期 (定着期) cycle 3: cycle de consolidation	
	10~11			5	cours moyen 2 (CM2)		
	9~10			4	cours moyen 1 (CM1)	第2学習期 (基礎学習期) cycle 2: cycle des apprentissages fondamentaux	
	8~9			3	cours élémentaire 2 (CE2)		
	7~8			2	cours élémentaire 1 (CE1)		
	6~7			1	cours préparatoire (CP)		
		5~6	就学前教育	幼稚園等 école maternelle	3	grande section	第1学習期 (初歩学習期) cycle 1: cycle des apprentissages premiers
		4~5			2	moyenne section	
3~4		1			petite section		

(注) リセには3年制の普通・技術リセ及び2年制又は3年制の職業リセがあり、2年制の場合は第2学年が terminale となる。

(出典) 国民教育省 (Ministère de l'Éducation nationale) ウェブサイト <<http://www.education.gouv.fr/>> を基に筆者作成。

2 教育基本法の変遷

フランスにおいて、現行の教育制度につながる教育基本法は4件制定されている。ここではオランダ大統領就任以前に制定された3件の法律について内容を概観する。

(1) アビ法

1975年、ヴァレリー・ジスカール＝デスタン (Valéry Giscard d'Estaing) 大統領政権下の教育大臣ルネ・アビ (René Haby) の主導により、「教育に関する1975年7月11日の法律第75-620号」⁽¹³⁾、通称「アビ法 (Loi Haby)」と呼ばれる法律が制定された。これ以前は伝統的に小学校終了時に主に学力により生徒を選別して前期中等教育の複数種の学校⁽¹⁴⁾へ振り分ける早期選別を行っていた。第二次大戦後の教育民主化推進の中でこの制度の是正が漸次進められ、このアビ法により「統一コレージュ (collège unique)」という単線化が確立した (統一コレージュについては第1章3に詳述)。

(2) 1989年教育基本法 (ジョスパン法)

1981年5月、社会党のフランソワ・ミッテラン (François Mitterrand) が共和国大統領に就任し、

(13) Loi n° 75-620 du 11 juillet 1975 relative à l'éducation. <https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT00000334174>

(14) 7年制リセ (前期段階)、普通教育コレージュ (collège d'enseignement général: CEG) 及び中等教育コレージュ (collège d'enseignement secondaire: CES) が存在した。

第五共和制初の左派政権が誕生した。ミッテランは1988年5月に教育改革に最重点を置くことを公約に掲げて再選を果たし、1989年7月、「教育についての計画法律」(以下「1989年教育基本法」という。)⁽¹⁵⁾を成立させた。国民教育大臣リオネル・ジョスパン(Lionel Jospin)の名を冠し「ジョスパン法(Loi Jospin)」とも通称される。この法律は、成立直後の1989年度⁽¹⁶⁾(1989年9月～)に直ちに適用された。

この法律は、全6章36か条及び付属報告書から成る⁽¹⁷⁾。法律本文の内容は就学前教育から高等教育までの学校教育、生涯教育、学校外教育、教員養成まで及び、教育の総合的な基本理念と以後10年を想定した政策措置を規定している。また、付属報告書では国の教育政策の1994年までの中期的目標を定めており、法律事項と政策目標を合わせて議会の了承を経るこの形態は、以後の基本法においても踏襲されている。

この法律では、とりわけ法律本文及び付属報告書で具体的な数値目標を定めている点の特徴である。法律第3条第1項に、「フランスは、今後10年間で、同一年齢の全ての者を、職業適任証(certificat d'aptitude professionnelle: CAP)又は職業教育修了証(brevet d'études professionnelles: BEP)⁽¹⁸⁾の水準(全国職業資格目録の第5水準に相当)⁽¹⁹⁾に、また同一年齢の80%をバカロレア(baccalauréat)⁽²⁰⁾水準に到達させることを目的と定める」と規定し、同条第2項では「義務教育期間修了時において、公認された教育水準に達しなかった全ての生徒は、その水準に達するために学習を続けることができなければならない。国は、その権限の行使として、それ[水準に達するための学習の継続]([]内は筆者補記。以下同じ。)によって生じる就学期間の延長に必要な措置⁽²¹⁾を整えるものとする。」と規定した。加えて付属報告書では、中期的目標として1994年までに何の公的資格⁽²²⁾も持たずに学校教育を終える者の数を半分に減らすこと、同一年齢の65%をバカロレア水準に到達させることを定めている。⁽²³⁾

(15) Loi d'orientation sur l'éducation (n° 89-486 du 10 juillet 1989). <https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT00000509314> なお、「教育基本法」という訳語が一般的であるため本稿でも用いるが、法律の原題は loi d'orientation であり、政策方針を定めた計画法の性格を持つ法律である。

(16) フランスにおける学校の年度は9月に開始する。

(17) 1989年教育基本法については、小野田正利「フランスの1989年教育基本法(ジョスパン法)研究(1)解説と資料」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』40号, 1991.3, pp.29-46; 同「フランスの1989年教育基本法(ジョスパン法)研究(2)付属報告書」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』41号, 1991.6, pp.13-33を参照。

(18) いずれも職業リセで取得する。職業リセには3年制で職業バカロレアを取得する課程と2年制で各種職業資格を取得する課程がある。前者の中間過程で取得する免状が職業教育修了証(BEP)である。後者の課程修了時に取得する職業適任証(CAP)は、工業・商業・サービス業分野の職業に就くための適性の証明書で、対象となっている職業は約200種ある。いずれも職業に就くための最低限の資格とされる。

(19) フランスの職業資格は全国職業資格目録(Répertoire national des certifications professionnelles: RNCP)に定められ、資格は第1水準から第5水準までに分類されている。最も低い第5水準は「後期中等教育2年相当」とされ、コレッジ卒業後、主に職業リセ又は見習い技術者養成センター(centre de formation d'apprentis)における職業教育を経て、職業適任証(CAP)又は職業教育修了証(BEP)(前掲注(18)を参照)を修得したレベルである。

(20) 中等教育修了・大学入学資格。

(21) 継続クラス(class relais)の設置等が行われた。こうした措置をコレッジで受ける生徒の数は、1990年には63,000人存在したが、2000年には2,500人まで減少し、2015年には1,100人となっている。

(22) 前掲注(18)を参照。

(23) 国民教育省の統計によれば、バカロレア受験該当年齢人口に対するバカロレア取得率は、1989年時点では39.8%であった。1990年に43.5%に向上し、1995年には60%を超過したが、現在に至るまで80%には達しておらず、2015年は77.8%である(“Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche.” Ministère de l'Éducation nationale website <http://www.education.gouv.fr/cid57096/reperes-et-references-statistiques.html#Donn%C3%A9es_publicques>)。

(3) 2005 年学校基本計画法（フィヨン法）

1995 年 5 月、ミッテラン大統領に代わり右派のジャック・シラク（Jacques Chirac）が大統領に就任した。シラク政権下においては、2003 年 11 月から 2004 年 2 月にかけて「学校の未来についての国民討議（Débat national sur l'avenir de l'école）」という意見集約が全国で実施され、これを踏まえ 2005 年に「学校の未来のための 2005 年 4 月 23 日の基本計画法法律第 2005-380 号」（以下「2005 年学校基本計画法」という。）⁽²⁴⁾が制定され、2006 年度から適用された。国民教育・高等教育・研究大臣フランソワ・フィヨン（François Fillon）の名を冠し「フィヨン法（Loi Fillon）」とも通称される。

この法律は、全 4 章 89 か条及び付属報告書から成る。付属報告書の冒頭で、この法律の策定目的を「この 15 年来のフランス社会と学校の変化に対応するため」としており、1989 年教育基本法を引き継いだ上で時代に応じた改革を推進することを表明している。

この付属報告書においても数値目標が示されている。1989 年に掲げられた目標がまだ達成されていないことから、「学校教育終了時に 100% の生徒が修了証又は公認資格を取得しているものとし、同一年齢の 80% がバカロレア取得水準に到達することを保障する。」という同様の目標を改めて示し、さらに「後期中等教育の同一年齢の 50% を高等教育の学位（diplôme）取得に到達させる」という高位の教育に関する新たな目標も定めた。

2005 年学校基本計画法は、特に義務教育段階の基礎的学力の強化に重点を置いている。⁽²⁵⁾

第 9 条において、「義務教育は、学業の遂行に成功し、教育を継続し、個人的及び職業的未来を構築し、社会における人生に成功するために習得が不可欠な知識及び技能の総体で構成される共通基礎の獲得に必要な手段を、個々の生徒に最低限保障しなければならない。」とし、その「知識及び技能の総体で構成される共通基礎」、すなわち「共通基礎知識技能（socle commun de connaissances et de compétences）」⁽²⁶⁾として 5 項目を掲げた。さらに同条で「各項目の詳細は教育高等審議会（後述）の意見を徴した後デクレ⁽²⁷⁾で定める」とされ、「共通基礎知識技能に関する及び教育法典を改正する 2006 年 7 月 11 日のデクレ第 2006-830 号」⁽²⁸⁾が公布された。このデクレの策定過程において 2 項目が追加され、最終的には、①フランス語の習得、② 1 つの外国語の実用、③数学の基本的要素及び科学的技術的教養、④情報通信に関する日常的な技術の習得、⑤人文的教養、⑥社会的公民的技能、⑦自律性及び自発性の全 7 項目となった⁽²⁹⁾。共通基礎と

(24) Loi n° 2005-380 du 23 avril 2005 d'orientation et de programme pour l'avenir de l'école. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2005/4/23/MENX0400282L/jo/texte>> なお、法律名に éducation ではなく école を用いていることから、訳は「学校基本計画法」とした。ただし、「教育基本法」とする文献もある。

(25) 以下、2005 年学校基本法については、以下の文献を参照した。上原秀一「「2005 年学校基本計画法」に基づく初等中等教育改革」古沢常雄『フランスの複雑化する教育病理現象の分析と実効性ある対策プログラムに関する調査研究』（文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書）2004-2006, 2007, pp.79-88; 藤井佐知子「世界の動き 共通基礎学力の確実な習得を目指して—フランスで新しい教育基本法制定—」『内外教育』5568 号, 2005.5.27, pp.2-4.

(26) 教育高等審議会（後述）によれば、「connaissances は体系化された知識を指すが、compétences はより広く横断的な意味を持つ。それは知識、知識を用いる能力及び態度 [知識を用いるのに必要な心構え] が結合したものである」。

(27) デクレ（décret）は政令に相当する。

(28) Décret n° 2006-830 du 11 juillet 2006 relatif au socle commun de connaissances et de compétences et modifiant le code de l'éducation. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000818367&fastPos=1&fastReqId=500217220&categorieLien=id&oldAction=rechTexte>>

(29) 共通基礎知識技能の策定については、小野田正利・園山大祐「フランスにおける「知識・技能の共通基礎」の策定の動向」山根徹夫『諸外国における学校教育と児童生徒の資質・能力』（平成 18 年度調査研究等特別推進経費調査研究報告書）2007, pp.30-60 を参照した。なお、当文献には共通基礎知識技能の全訳が付されている。

いう考えは従来あったが、法律及びデクレのレベルで具体的に定められたことは初めてであり、またこの共通基礎を基に教育課程基準がアレテで定められるという構造が整備された。デクレでは、「共通基礎を習得することは、学校において、また後の人生において、複雑な仕事や状況の中で、知識を活用することができるようになるということである。社会の進歩に参加するために、生涯にわたって教育を継続するために不可欠な道具を持つということである。」と、改めて共通基礎の性格と意義が明示されている。

第16条では、各学習期終了までに求められる共通基礎知識技能の習得が危ぶまれる生徒に対する「教育成功個別プログラム (programme personnalisé de réussite éducative: PPRE)」が規定され、習得の徹底が図られている。

第32条では、基礎学力の確実な習得のための措置の一環として、従前から存在する前期中等教育終了国家免状 (diplôme national du brevet: DNB) について、コレージュにおける学業の修了、すなわち共通基礎知識技能習得の認証手段とすることを法律に明記した。⁽³⁰⁾

第14条では、既存の教育課程審議会 (Conseil national des programmes) 及び学校評価高等審議会 (Haut Conseil de l'évaluation de l'école) に代え、教育高等審議会 (Haut Conseil de l'éducation) を設置した。その任務は、「教育学、教育課程、生徒の学力評価、教育システムの組織化と成果及び教員の育成に関する国民教育担当大臣の求めに応じ意見の表明と提案を行う」とされている。

3 コレージュ改革の歴史

次にコレージュに焦点を当て、前述のアビ法による「統一コレージュ」創設以降の諸改革を追う。⁽³¹⁾

(1) 「統一コレージュ」の理念

アビ法により創設された「統一コレージュ」は、教育へのアクセスを拡大し民主化を図るため、全ての生徒を共通の学校に受け入れ共通の教育を提供するという理念の前期中等教育における具現化である。具体的には、従来の複線型の制度が学歴による格差を生み社会階層を固定化していたことからこれらを廃し、1977年以降全て「コレージュ」に統一した。また、従来は4年間を通じて能力別3コース制が採用されていたが、学校内部の差別的な分岐であるとしてこれも廃した。こうして、クラスには学力水準や経済的・社会的・文化的環境の点で多様な生徒が混在していること (hétérogénéité) を前提とした教育が開始された。

しかし、こうした理念の維持に必要となる措置、すなわち学業困難の生徒に対する支援、そうした生徒を指導する教員の育成等の面で、アビ改革は不十分であったとされる。そのため、学業困難を引きずったまま長い共通教育課程に留まらなければならない状況から派生する不登校や学業離脱等の「学業失敗 (échec scolaire)」が、アビ改革の後顕著に増加した。こうした生徒がコレージュで学ぶモチベーションを再び向上させるため、コレージュの教育課程の範囲内で様々な進路構築支援プログラムが提供されるようになる。しかしこうした改善策は教育現場においては学業困難な生徒の選別の様相を呈し、支援対象となる生徒に学校内での疎外感を植え付ける要因ともなった。

⁽³⁰⁾ 同免状の取得は後期中等教育への進学のための要件とはなっていない。

⁽³¹⁾ 以下のコレージュ改革の内容については、“Le collège unique de 1975 aux années 2000.” La Documentation Française website <<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/dossiers/d000130-le-college-unique-de-1975-aux-annees-2000>> を参照。

一方で、優秀な生徒の学習意欲と学力を伸ばす措置も行われた。ドイツ語、古典語（ラテン語・ギリシア語）等の選択科目、あるいは他の生徒より外国語教育を強化したバイリンガル・コースが導入され、こうした措置が実質的にエリート学生層を形成させる結果となった。

このように、「統一コレッジ」は根本的な矛盾をはらんでスタートし、その矛盾は次第に拡大し混乱を生んだ。以下のコレッジ改革は全て、この矛盾の解決策の試行錯誤という性格を持つ。

(2) 歴代政権下のコレッジ改革

以後の歴代政権の国民教育担当大臣は、有識者への諮問、教育界からの意見聴取等の方法によりコレッジ改革の手段を模索した。以下に主要な改革を時代順に概説する。

(i) 1980年代

1980年代は国民全般の教育水準の向上が求められ、またより民主的で公平な教育を重視する左派政権下という政治状況も影響し、一部の生徒を学業継続から職業選択準備へ選別する措置（第3学年及び第4学年における技術選択クラスの設置等）が順次廃止された。

1982年、国立教育研究学院（Institut National de la Recherche Pédagogique）の元院長ルイ・ルグラン（Louis Legrand）が、国民教育大臣アラン・サヴァリー（Alain Savary）の諮問への回答として「民主的コレッジのために」⁽³²⁾と題する報告書を提出した。この報告では、コレッジ内部での差別につながる早期選別措置の撤廃、学業失敗に対する取組等を目標に掲げ、①第1学年及び第2学年では、多様な学力水準の生徒が混在する集団による授業と、同等の水準の生徒で構成される集団での授業とを実施する、②国の教育課程水準を生徒や地域の多様性に適合させる、③表現活動や技術的な製作活動を支援する、④小学校最終学年からコレッジ第1学年への移行を円滑にするため初等教育と中等教育の連続性を強化する、⑤学校荒廃への対処として地域の事情に応じて現場の教育機関に裁量を与える、⑥生徒の学業及び学校生活を援助するチューターを配置する、⑦グループ討議及びチューター活動を教員の業務に含める等の提案を行った。サヴァリーはこの提案に基づく改革を同年から開始したが、実施を各学校の自発性に任せる方針を進めたため、改革が行き渡らない結果に終わった。

(ii) 1990年代

1990年代になっても統一コレッジの在り方が定まらない中、1993年に国民教育大臣としてフランソワ・バイル（François Bayrou）が就任した。バイルによれば、コレッジは「統一（unique）コレッジであって、画一（uniforme）コレッジではない」、すなわち画一的なままでは不平等であるという認識に基づき、柔軟性、多様性の拡大を試みた。1993年11月に全国のコレッジ教員に改善策の提案を呼びかけ、その結果を「コレッジ白書（Livre Blanc sur les collèges）」として取りまとめ、1994年1月には「教育のための土台（Assise pour l'éducation）」という一連の調査研究成果を発表した。さらに、これらを軸として同年6月に「学校との新たな契約」⁽³³⁾を公表

⁽³²⁾ Louis Legrand, *Pour une collège démocratique: rapport au Ministre de l'Éducation nationale*, Paris: Documentation française, 1982.

⁽³³⁾ Ministère de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche, *Nouveau contrat pour l'école: loi de programmation du 13 juillet 1995 – Rapport d'étape 1996*, Documentation française, 1996.

し、コレッジ関連を含む 158 の提案を提示した。これに基づくバイルの改革は 1997 年度まで継続して実施された。具体的には、①コレッジを 3 つの学習期に再編し、第 1 学年を観察期(cycle d'observation)、第 2 学年及び第 3 学年を中間期(cycle central)、第 4 学年を進路選択期(cycle d'orientation)とする⁽³⁴⁾、②進路選択期において、学習困難な生徒に対する「多様化コース (parcours diversifiés)」を設置する、③第 1 学年及び第 2 学年に個別指導学習 (étude dirigée) を実施する、④週あたりの授業時間数を可変にする、⑤早期 (第 2 学年) からラテン語の選択を可能とする等、柔軟性に富む諸改革を提案した。また、中等教育の第一歩である第 1 学年を重視し改革の実施についてもまず第 1 学年への適用から開始し、1994 年度に試行、1995 年度に学校に自主的な裁量による導入⁽³⁵⁾、1996 年度に全面導入を行った。しかし、1997 年度に予定していた全学年への新制度導入は、国民教育監督総局 (Inspection générale de l'éducation nationale: IGEN)⁽³⁶⁾の「改革の適用は困難」との判断により頓挫した。

1999 年 5 月、シラク大統領の下での第 3 次コアビタシオン (リオネル・ジョスパン内閣)⁽³⁷⁾の状況において学校教育担当大臣 (Ministre déléguée chargée de l'Enseignement scolaire)⁽³⁸⁾に就任したセゴレーヌ・ロワイヤル (Ségolène Royal) は、1999 年 12 月に大臣宛てに提出された社会学者フランソワ・デュベ (François Dubet) による報告書「2000 年のコレッジ」⁽³⁹⁾に基づく改革を発表した。この報告書は国内の全てのコレッジに対して調査票を配布して実施された調査の結果を取りまとめたものである。調査結果は、「統一コレッジ」の維持、社会融合の場としてのコレッジの役割、多様性が混在するクラス編成の原則に肯定的、早期の進路決定には否定的なものであった。ロワイヤルの改革における 3 つの目的とそれを達成するために行った施策は以下のとおりである。①生徒の差異を考慮すること。特に第 1 学年時の学力の差異を重視し、この時点で学業遅延を生じている生徒に対し支援策を講じる。小学校最終学年開始時点での確認を行うことで、コレッジ第 1 学年時における極端な学業遅延を回避する。第 1 学年及び第 2 学年において個別指導学習等の支援措置を実施する。②教授法の多様化。第 3 学年における教科横断授業を推奨する。③学校生活の改善。2 週間に 1 回「学級生活の時間」を設ける。

(iii) 2000 年代

同じくジョスパン内閣下の 2001 年には、ジャック・ラング (Jack Lang) が国民教育大臣に就任し、歴史学者フィリップ・ジュタール (Philippe Joutard) が大臣の諮問に応じて提出した報告書「コレッジの進化に関する報告書」⁽⁴⁰⁾に基づく改革を発表した⁽⁴¹⁾。「全ての生徒のためのコ

⁽³⁴⁾ この学習期区分はこの後オランダ政権下における教育改革まで継続する。

⁽³⁵⁾ バイルは中道の政治家であり、ミッテラン大統領の左派政権においても、1995 年 5 月発足のシラク大統領の右派政権においても、国民教育大臣を務めた。

⁽³⁶⁾ 国民教育監督総局は国民教育担当大臣直属の組織で、初等・中等国民教育全般についての評価、教員の採用・育成・業務評価、調査研究等を行う。

⁽³⁷⁾ 1997 年 5 月から 6 月に実施された国民議会 (下院) 議員総選挙において左派連合がシラク大統領与党 (保守連合) に勝利したため社会党のジョスパンが首相に指名され組閣を行い、第 3 次コアビタシオン (保革共存) の状況が生じた (~2002 年 5 月)。

⁽³⁸⁾ 国民教育大臣付の國務大臣。

⁽³⁹⁾ François Dubet, *Le Collège de l'an 2000: rapport à la ministre déléguée chargée de l'Enseignement scolaire*, Paris: Documentation française, 1999, p.144.

⁽⁴⁰⁾ Philippe Joutard, *Rapport sur l'évolution du collège*, Ministère de l'éducation nationale, 7 mars 2001. <<http://media.education.gouv.fr/file/94/1/5941.pdf>>

⁽⁴¹⁾ Jack Lang, *Orientation sur l'avenir du collège: pour un collège républicain*, Ministère de l'éducation nationale, 2001.

レージュにして個々の生徒のためのコレージュ」というこの改革のスローガンは「統一コレージュ」の枠組みに立脚するもので、その上で、個々の生徒の体系的な評価等による生徒の多様性の管理、教授方法の改善を求めた。また、生徒の倦怠とモチベーションの欠如への対応のため多様な活動の導入を提案した。具体的には以下の改革を実施した。①第1学年を生徒のコレージュへの統合期とする。②2002年度から、第2学年及び第3学年に教科横断科目「発見の道程 (itinéraires de découverte)」(「自然と人体」、「芸術と人間性」、「言語と文明」、「創造と技術への入門」)の4科目を週2時間導入する。生徒はこのうち2科目を選択しなければならない。③第4学年に週4時間選択科目を新たに追加する。

2000年代になって経済格差や移民系家族の社会的隔離等の社会問題が及ぼす教育現場への影響はさらに大きくなり、コレージュにおける生徒の多様性も拡大した。そうした中、ラングの改革の次に、コレージュの理念に立脚し「共通基礎知識技能」を軸にその建て直しを図ったのが、第I章2(3)に前述した2005年学校基本計画法であった。

II PISA 2012 に見るフランスの課題

1 PISA2012

経済開発協力機構(OECD)が実施する「OECD生徒の学習到達度調査(Programme for International Student Assessment: PISA)」は、多くの国で義務教育を終了する段階である15歳の生徒がそれまでに習得した知識・技能を活用して問題を解決する能力についての国際的な調査であり、日本でもよく知られている。読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野について2000年以降3年ごとに調査を実施しており、また各回調査において3分野のうちの1つ及び特定のテーマ⁽⁴²⁾について詳細に調査し分析を行う。このうち数学的リテラシーは2003年及び2012年に詳細な調査が行われた。

65か国・地域を対象とした2012年調査の結果は、2013年12月に発表された⁽⁴³⁾。フランスにおいて15歳という年齢は、共通基礎知識技能を習得させる義務教育期間の最終年に相当している。しかし、2012年の調査結果及び2003年調査との比較の結果はフランスにとって非常に厳しいものとなっており、継続して行われた学校改革の成果が上がっていない事実が明白になった。以下、2012年調査国別報告書フランス編⁽⁴⁴⁾の内容のうち本稿に関わる部分を紹介する。

2 国別報告書における指摘

表2のとおり、2012年の数学的リテラシー調査におけるフランスの得点(調査対象者の平均得点)は495点であり、2003年の511点から16点低下し、この9年でOECD加盟国(34か国)中の成績優秀国のグループから中程度のグループへ低下した。特に2003年から2006年の下降が著しい。

得点分布においては、到達度上位層(レベル5又は6)の生徒数は2003年と2012年でほぼ同

(42) 2012年は「問題解決能力」について調査を実施した。

(43) 調査結果の日本語による解説は、国立教育政策研究所編『生きるための知識と技能 5』(OECD生徒の学習到達度調査(PISA)―調査国際結果報告書―)明石書店、2013;「OECD生徒の学習到達度調査(PISA)」国立教育政策研究所ウェブサイト <<http://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/index.html>>を参照。

(44) OCDE, “Note par pays France,” *Programme international pour le suivi des acquis des élèves (PISA) résultats du PISA 2012*, 2013. <<https://www.oecd.org/pisa/keyfindings/PISA-2012-results-france.pdf>>

表2 フランス及び主要国の PISA における平均得点及び順位（数学的リテラシー）

	2003		2006		2009		2012		2003-2012 (得点増減)
	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	
フランス	511	16	496	23	497	22	495	25	-16
ドイツ	503	19	504	20	513	16	514	16	11
イギリス	—	—	495	24	492	28	494	26	—
アメリカ	483	28	474	35	487	31	481	36	-2
日本	534	6	523	10	529	9	536	7	2
OECD 加盟国平均	500		498		496		494		-6

(出典)「OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA)」国立教育政策研究所ウェブサイト <<http://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/index.html>> を基に筆者作成。

数であるが、下位層（レベル2以下）の生徒数が著しく増加している。また、フランスは他国と比べ生徒の社会・経済・文化環境と得点との相関関係が顕著である。環境に恵まれた生徒と恵まれていない生徒の平均得点の差は、OECD 加盟国平均の 39 点に対しフランスは 57 点であり、加盟国の中で最も大きい。経年では、2003 年に 43 点、2006 年が 55 点、2009 年が 58 点であり、9 年の間に差が増大しており、恵まれない環境の生徒が学業において成功する機会が縮小する傾向にあると言える。さらに、環境に恵まれた生徒の国別平均得点では、フランスは調査国・地域全体で第 13 位と上位であるが、恵まれていない生徒の国別平均得点は第 33 位であり、この 20 位という乖離は調査国全体の中で最も大きい。

PISA で「逆境に打ち克つ生徒 (resilient)」と名付けられる生徒、すなわち「社会・経済環境から予想されるレベルよりも高い得点を挙げている」生徒が、成績上位 25% 内に占める割合について、OECD 加盟国平均が 26% であるのに対しフランスは 22% であり、この結果も、フランスでは環境に恵まれない生徒が他国より不利である状況を示す。

次に、本人又は家族が移民である生徒（以下「移民系生徒」という。）とそうでない生徒の比較についての数値を見ると、下位層における移民系生徒の割合は 42% となっており、40% を超過する国は調査国全体の中でもフランスの他オーストラリア、イタリア、スペイン等 7 か国のみである。フランスと同様に移民系生徒の多いオーストラリアやカナダでは、16% 弱である。また、移民系生徒の平均得点はそうでない生徒より 37 点低く、これはほぼ 1 年の学業遅延に相当する。PISA において併せて実施されたアンケートによれば、移民系の生徒は、学校への愛着や帰属意識も弱い。

Ⅲ オランダ政権の改革

シラク大統領（任期：1995 年 5 月～2007 年 5 月）からニコラ・サルコジ (Nicolas Sarkozy) 大統領（任期：2007 年 5 月～2012 年 5 月）まで続いた右派政権に代わり、2012 年 5 月、左派（社会党）のオランダ大統領が就任した。選挙公約において「全ての生徒を成功に導く」ための教育改革を重点として教育分野への 60,000 ポストの増設⁽⁴⁵⁾を掲げていた大統領は、就任直後から新たな

(45) 右派政権時代に、合理化により 50,000 の教育関係ポストが削減されていた。

教育基本法の制定に着手した。

1 学校改革のための意見聴取

大統領の指示により、2012年7月から「共和国の学校改革のための意見聴取 (la concertation pour la refondation de l'École de la République)」が全国で実施され、10月に哲学者・作家のアラン・デュロ (Alain Dulot) を総括報告者とする「共和国の学校を再建しよう—意見聴取報告—」⁽⁴⁶⁾と題する報告書が提出・公表された。この報告書の内容が2013年の新たな教育基本法の基となるが、それに先立ち報告書の公表時点で、オランド大統領は翌2013年度から実施する施策を示した。主なものは以下のとおりである。①小学校の週間授業時間数 (rythmes scolaires) を週4.5日に戻す⁽⁴⁷⁾、②教育の困難な地域において3歳未満の児童の就学⁽⁴⁸⁾を促進する、③教員養成のための高等学院を設置する、④「学級の数より教員の数を多くする (plus de maîtres que de classes)」という原則を掲げ教育の困難な地域の小学校に優先的に人的資源を配置する⁽⁴⁹⁾。

ここに見るとおり、オランド大統領が描いた改革ロードマップではまず就学前教育と初等教育が優先され、コレージュ改革の着手は、第IV章に詳述するように、任期後半の2015年を待つことになる。

2 2013年学校基本計画法 (ペイヨン法)

新たな基本法は、2013年1月13日に法案が提出され、同年7月8日に「共和国の学校の再建のための基本計画法法律第2013-595号」(以下「2013年学校基本計画法」という。)⁽⁵⁰⁾として成立した。国民教育大臣ヴァンサン・ペイヨン (Vincent Peillon) の名を冠し、「ペイヨン法 (Loi Peillon)」とも通称される。

この法律は全2章89か条及び付属部分 (Annexe) から成り、就学前教育から中等教育までを対象とし、学校教育の理念、教育内容、学校外活動、教員養成にわたる広範な内容である。以下、本稿に関係する主な規定を紹介する。

(1) 教育の原則 (第2条)

教育法典 (L.第111-1条) に定められた公教育の原則に追記が行われた。冒頭の一文の改正は、生徒の多様性を現代的な語句で提示したものとして重要である (下線部が追加部分。下線は筆者補記)。

「教育は国家の最優先事項である。(中略) 公教育は、学業・教育における機会の均等並びに社会的及び地域的格差との闘いに貢献する。公教育はまた、教育機関における就学者の社会的融合 (mixité sociale) に留意する。」

(46) Alain Dulot (Rapporteur général), *Refondons l'École de la République: rapport de la concertation*, Ministère de l'éducation nationale, 2012. <<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/124000547.pdf>>

(47) 週間授業時間数は右派政権期に週4日に改定されていた。

(48) フランスの幼稚園は希望すれば2歳から入園することができる。

(49) 公約に掲げた60,000ポストの増設のうち14,000を充当するとしている。なお、定年退職等の減員分があるため、14,000は純増ではない。

(50) Loi n° 2013-595 du 8 juillet 2013 d'orientation et de programmation pour la refondation de l'école de la République. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2013/7/8/MENX1241105L/jo/texte>>

(2) 共通基礎知識技能の改訂 (第 13 条)

従来の「共通基礎知識技能」を「共通基礎知識技能教養 (socle commun de connaissances, de compétences et de culture)」に改め、内容を全面的に見直す。共通基礎の内容及び段階的な習得の方法については、この法律により新たに設置される教育課程高等審議会 (Conseil supérieur des programmes: CSP) の意見を徴した後、デクレで定める。(第Ⅲ章 3 に後述。)

(3) 教育課程高等審議会 (第 32 条)

国民教育担当大臣の下に置かれる独立機関として、2013 年 10 月に教育課程高等審議会を設置する。同審議会は、初等・中等教育における教育内容全般、共通基礎知識技能教養、各種の国家認定試験の性質と内容等について意見を述べ提案を行う。同審議会委員の任期は 5 年である。審議会は男女同数の 18 名の委員で構成される。委員の内訳は、国民議会 (下院。Assemblée nationale) 議員 3 名、元老院 (上院。Sénat) 議員 3 名、経済社会環境評議会 (Conseil économique, social et environnemental)⁽⁵¹⁾ の構成員 2 名、国民教育担当大臣が指名する有識者 10 名である。

(4) 国家学校制度評価審議会 (第 33 条)

国民教育担当大臣の下に、2005 年学校基本計画法により設置された教育高等審議会に代え、国家学校制度評価審議会 (Conseil national d'évaluation du système scolaire) を設置する。審議会は、独立した立場から、学校教育の組織と成果について評価を行う。審議会委員の任期は 6 年である。審議会は男女同数の 14 名の委員で構成される。委員の内訳は、国民議会議員 2 名、元老院議員 2 名、経済社会環境評議会の構成員 2 名、組織の活動評価又は教育分野の有識者 8 名である。

(5) 学習期の再編 (第 34 条)

学習期の数と期間を再編する。具体的な再編はデクレで定める。(第Ⅲ章 4 に後述。)

(6) 新しい科目内容 (第 38~42 条及び付属部分)

道徳・市民教育、芸術・文化教育、外国語教育、環境及び持続可能な開発に関する教育、デジタル教育、科学技術教育の充実を図るため、新しい内容を対応する科目に加える。この内容は、共通基礎知識技能教養に反映する。

この中では以下の 2 点が特筆される。まず、義務教育の最初の学年から (第一) 外国語の学習を開始する。この措置は 2015 年度から適用する (第 39 条)。

また、小学校からリセまで実施されている市民教育 (enseignement d'éducation civique) を道徳・市民教育 (enseignement moral et civique) と改め、2015 年度から強化する (第 41 条及び付属部分)。なお、市民教育の一環として、共和国の標語 (自由・平等・友愛)、国旗及び欧州旗を学校正面に掲揚すること、1789 年フランス人権宣言を学内の見やすい場所に掲示することを第 3 条で定めた。

なお、付属部分の「統一コレージュの再考」については、第Ⅳ章で後述する。

⁽⁵¹⁾ 経済社会環境評議会は憲法で規定された機関で、経済・社会・環境に関する法案の付託に対する意見の答申、政府及び国会からの諮問に対する答申を任務とする。

3 新たな「共通基礎知識技能教養」の策定

2013年学校基本計画法第13条に従い、新たな「共通基礎知識技能教養」が制定された。

2014年9月から10月にかけて教職員や教育関係者を対象に意見照会が行われて案が策定され、2015年3月12日に教育課程高等審議会の了承を得た後、「共通基礎知識技術教養に関する2015年3月31日のデクレ第2015-372号」⁽⁵²⁾により定められた。このデクレは全6か条及び付属部分(Annexe)からなる。第1条において共通基礎が5つの領域から構成されること、第5条において2016年度から導入されることが示され、付属部分では各領域の詳細と共に、共通基礎と教科の連動を強化することが示された。

新たに設定された5つの領域は、以下のとおりである。

領域1：考え、伝達するための言葉（4種の言語を使い理解し表現する）

フランス語、外国語又は地域語、科学言語、情報及びメディアの言語、芸術及び身体
の言語の習得

領域2：学ぶための方法と手段（個人又は集団で、教室で又は外で、学び方を学ぶ）

情報及びドキュメントへのアクセス方法、デジタル機器の使用、個人及び集団による計画立案と遂行の方法、学習の組立て方法の十分な習得

領域3：人と市民の形成（憲法に掲げられた基本的価値と原則を伝える）

個人の選択及び自身の責任を尊重する道徳教育及び市民教育による社会生活、集団行動及び市民性の習得

領域4：自然の体系及び技術の体系（数学、科学及び技術の基本）

地球及び宇宙への科学的・技術的アプローチ。好奇心、観察のセンス、問題解決の能力の伸長

領域5：世界の表象と人間の活動（地理的空間と歴史時間の把握）

時間・空間における社会の理解、人類の文化産物の解釈、現代の世界の理解

4 学習期の再編

2013年学校基本計画法第34条に従い、「小学校及びコレッジの学習期に関する学習期の再編に関する2013年7月24日のデクレ第2013-682号」⁽⁵³⁾により学習期が再編された(表1)。

従来の学習期は、就学前教育、小学校及びコレッジの各々の就学期間を1年間から3年間の単位で区切っていたが⁽⁵⁴⁾、長期にわたる一定の周期に基づいた段階的な学習を保障するため、全ての学習期を3年間とした。また、学校段階の異なる小学校最終の2年とコレッジの最初の1年を1つの学習期とすることで、初等教育から中等教育への円滑な移行を強化した。

⁽⁵²⁾ Décret n° 2015-372 du 31 mars 2015 relatif au socle commun de connaissances, de compétences et de culture. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/decret/2015/3/31/MENE1506516D/jo/texte>>

⁽⁵³⁾ Décret n° 2013-682 du 24 juillet 2013 relatif aux cycles d'enseignement à l'école primaire et au collège. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/decret/2013/7/24/MENE1318869D/jo/texte>>

⁽⁵⁴⁾ 前掲注34を参照。

IV 2016年コレッジ改革

1 経緯

前章に見たとおり、新たな基本法の制定、小学校を優先した改革の着手、義務教育全体に係る共通基礎知識技能教養の制定と進められてきたオランド政権による教育改革は、次にコレッジ改革（以下「2016年コレッジ改革」という。）へ移った。

政権発足以来続いていたジャン＝マルク・エロー（Jean-Marc Ayrault）内閣に代わり2014年4月に第1次マニユエル・ヴァルス（Manuel Valls）内閣が発足し、国民教育大臣はペイヨンからブノワ・アモン（Benoît Hamon）に交代した。しかし大統領と閣僚の対立により同年8月に早くも内閣改造が行われ、モロッコ出身の移民であることでも注目された初の女性国民教育大臣ナジャット・ヴァロー＝ベルカセム（Najat Vallaud-Belkacem）が就任し、コレッジ改革を積極的に推進することになる。

コレッジ改革の必要性については、2013年学校基本計画法の付属部分に含まれる「統一コレッジの再考」という1項に政府の認識が示されている。ここでは、統一コレッジは中等教育の大衆化に貢献したものの、国際的にあるいは欧州において比較するとフランスのコレッジでは非常に多くの生徒が学業困難な状態にあり、それは生徒の経済的・社会的環境と関係が明確である、また、学業困難な生徒に対する1970年代以降の多様な措置は共通知識の習得が困難な一部の生徒に対する例外的措置として実施されたが、教育制度の中に疎外を生み学業失敗をもたらしてきた、と断じている。

2 主要な改革案

2015年3月11日、2016年度から適用するコレッジ改革案の大綱がヴァロー＝ベルカセム大臣から発表され⁽⁵⁵⁾、その中で現在のコレッジを「フランス教育制度の弱点（maillon faible du système éducatif）」とし、包括的な改革を進める意欲を示した。

大綱では、改革の導入を2016年度とし、「より成功するためにより学ぶ（mieux apprendre pour mieux réussir）」をスローガンに、①全ての生徒の基礎学力の習得、②現実社会への適応能力の涵養、③全ての者が成功するための生徒各々の相違の考慮を目標に掲げた。

主要な改革案は、以下のとおりである⁽⁵⁶⁾。

(1) 「補完教科」の設置

2016年度から、コレッジの教科は「共通教科（enseignements communs）」及び「補完教科（enseignements complémentaires）」で構成される。さらに、補完教科は、個別支援（accompagne-

(55) “Les grands axes de la réforme du collège: compte rendu du Conseil des ministres du 11 mars 2015.” Gouvernement.fr website <<http://www.gouvernement.fr/conseil-des-ministres/2015-03-11/les-grands-axes-de-la-reforme-du-college>>

(56) 以下の内容については、“[Archives] Tout savoir sur le collège 2016.” Ministère de l'Éducation nationale website <<http://www.education.gouv.fr/pid32484/college-2016-tout-savoir-sur-reforme.html>> 及び以下の文献を参照した。小島佳子「フランスにおける前期中等教育の特徴—統一コレッジの中の多様な教育機会の確保—」『国立教育政策研究所紀要』145集, 2016.3, pp.1-11. <https://www.nier.go.jp/kankou_kiyou/145/b07.pdf>; 飯田伸二「2016年のコレッジ改革—学級と科目の脱構築に向けて—」『国際文化学部論集』17(3), 2016.12, pp.141-156. <http://lbr.iuk.ac.jp/bitstream/123456789/3521/1/13459929_v17_3_Iida-Articles.pdf>

ments personnalisés: AP) と教科横断演習 (enseignement pratiques interdisciplinaires: EPI) で構成される。時間配当は表3のとおりである。補完教科は、第3学習期に含まれる第1学年では全て個別支援に配分され、週3時間とする。これは小学校からコレッジへの移行状況を重視する措置である。第4学習期(第2~4学年)では週4時間で、個別支援と教科横断演習に必要に応じて配分される(ただし個別支援は最低1時間設けなければならない)。

個別支援は以前から存在したが、補完教科に組み込まれることで、学業困難の生徒に対する措置ではなく全ての生徒を対象に含むものとなり、より正確な意味で多様な生徒に対応するための科目として位置付けられた。

教科横断演習は、生徒が共通教科各科の知識を互いに関連させてそれぞれの意味を深く理解し習得すること、生徒の退屈感やモチベーションの喪失を防ぐことが目的として挙げられており、その意味でラングが導入した「発見の道程」の発展型であるが、テーマの数が多く分野の幅も広く、また「発見の道程」では第2学年及び第3学年に各週2時間であったことに比べ授業時間数が多い。

教科横断演習のテーマは、①持続可能な開発、②科学と社会、③身体、健康と安全、④情報、コミュニケーション、市民性、⑤文化と芸術的創造、⑥経済・職業界、⑦古典語及び文化、⑧地域及び外国の言語及び文化の8つから、各学校が設置する。生徒は第4学年修了までにこのうち少なくとも6テーマを履修しなければならない。

(2) 外国語教育の強化

全ての生徒に対する外国語教育強化のため、第二外国語の学習開始を従来の第3学年から第2学年へと1年早める。これにより第二外国語の授業時間数は全体で25%増加する。なお、外国語教育強化に関しては、小学校第1学年から第一外国語を必須教科とする改革も既に2015年度以降実施されている(第Ⅲ章2(6))。

(3) 選択的な教科・コースの廃止

一方、選択教科である古典語(ラテン語・ギリシア語)、第4学年における第二外国語補充科目、及び早期から第二外国語を学習する特別コースであるバイリンガルクラスを廃止する。古典語の学習は(1)の教科横断演習のテーマ⑦「古典語及び文化」に、第二外国語の早期学習・補充学習については(2)に吸収する形となり、全ての生徒が学習の機会を拡張できる。

これらの措置には、学習機会を均等にすることだけでなく、別の目的も含まれている。学習意欲の高い優秀な生徒がエリート集団となり学校内の格差を生じる傾向があり⁽⁵⁷⁾、また古典語に代表される質の高い教科を提供できる学校とそうでない学校との学校間格差も増長しているため、そうした状況を是正する目的である。

(4) 学校・教員の裁量の拡大

全授業時間の20%について、教員の裁量により新しい方法を用いた教育(少人数学習、複数の

⁵⁷⁾ ラテン語を選択する生徒の割合は、社会的・経済的環境に恵まれている生徒の割合や将来におけるバカロレアの高取得率との相関関係が指摘されている。Direction de l'évaluation de la prospective et de la performance, "Le latin au collège: un choix lié à l'origine sociale et au niveau scolaire des élèves en fin de sixième," Note d'information, n°37, 2015.10. <http://cache.media.education.gouv.fr/file/2015/10/3/depp-ni-2015-37-latin-au-college_490103.pdf>

表3 コレージュの教科構成及び時間配当

教科		授業時間（週）			
		第3学習期	第4学習期		
		6 ^e (第1学年)	5 ^e (第2学年)	4 ^e (第3学年)	3 ^e (第4学年)
共通教科	体育	4	3	3	3
	芸術（造形芸術＋音楽教育）	2	2	2	2
	フランス語	4.5	4.5	4.5	4
	歴史、地理、道徳・市民教育	3	3	3	3.5
	第一外国語	4	3	3	3
	第二外国語	—	2.5	2.5	2.5
	数学	4.5	3.5	3.5	3.5
	生物・地学	4	1.5	1.5	1.5
	技術	—	1.5	1.5	1.5
	物理・化学	—	1.5	1.5	1.5
	合計	26	26	26	26
補完教科 ^(注)	個別支援（AP）	3	4	4	4
	教科横断演習（EPI）	—			
学級生活		年間10以上	年間10以上	年間10以上	年間10以上

（注）補完教科は、共通教科の合計26時間のうちで実施される。

（出典）Arrêté du 19 mai 2015 relatif à l'organisation des enseignements dans les classes de collège. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/arrete/2015/5/19/MENE1511223A/jo/texte>> を基に筆者作成。

教員による共同授業、生徒の個別支援）を行う時間とする。そのため、2016年度以降2年間で4,000の教員ポスト増員を目指す。

3 改革案に対する批判

コレージュ内における格差の防止を目的とする選択科目の廃止と教科横断演習や共通外国語教科への組換えは一貫性のある措置であり、また、多様な生徒に実践的な共同学習の機会を与える教科横断演習の質・量の拡張も合わせると、従来の改革には見られなかった意図の明瞭さは感じられる。しかし、改革案の内容が世に出るや、教員、保護者、知識人等から、大規模なストライキ⁽⁵⁸⁾やマスコミでの主張等の形で反対意見が噴出した。

まず、内容以前に、2015年3月のコレージュ改革についての大臣会議発表から2016年9月の導入までの期間の短さが、大統領の任期終了（2017年5月）という政治日程を勘案した拙速な改革であるという批判が強く、全面撤回を求める声が広く上がった。

古典語教科の廃止については、教科横断演習の一部では従来の選択科目レベルの古典語学習は望めないという文化的損失を訴える批判がまず上がったが、本質的な反対意見は、改革が優秀な生徒の育成を阻害する「最低ラインに合わせた平均化（nivellement par le bas）」であるという

(58) 統一組合連盟（Fédération syndicale unitaire: FSU）、労働者の力（Force Ouvrière: FO）、全国リセ・コレージュ教職員組合（Syndicat national des lycées et collèges: SNLAC）等の主要な教職員組合は、改革案の撤回を求めて2015年5月19日にストライキを実施した。国民教育省によれば、コレージュ教員の27.6%が参加した。

批判である⁽⁵⁹⁾。この批判はバイリンガルクラスの廃止についても同様であった。また、教育が困難な地域の学校においては古典語教科やバイリンガルクラスの設置が優秀な生徒の流出を防いでいる実態があり、そもそも政府がこうした現場の実態を理解していない、との批判にもつながっている⁽⁶⁰⁾。

学校・教員の自由裁量の拡大については、国が定める枠組みが骨抜きになること、教育の質をめぐる学校間の競争をもたらし、学校長が他校より優位に立つための「戦略的な経営者」となる懸念があること等の意見が出された。

4 改革案の修正

こうした反対を受け、2016年コレッジ改革は主要な改革の一部を修正せざるを得ない結果となった。古典語教科については教科横断演習の補講という位置付けで週2時間に限り認められ⁽⁶¹⁾、バイリンガルクラスは一部存続することとなった。

その後、2015年4月10日の教育課程高等審議会の承認を経て、「コレッジにおける教育の編成に関する5月19日付デクレ第2015-544号」⁽⁶²⁾及び「コレッジの学級における教育の編成に関する2015年5月19日のアレテ」⁽⁶³⁾により定められた。

おわりに

以上、フランスにおける教育改革を概観したが、これらは決して成功例ではなくむしろ成果が不十分な例と言わざるを得ないであろう。フランス経済社会環境評議会が2015年5月に公表した調査報告書「全ての人にとって成功する学校」⁽⁶⁴⁾において、現状分析の章「出発点で選別している教育システム」の下に、以下のようなタイトルが並んでいる。「学業の格差と社会的出自は密接に結びついている」、「出口のない教育行程」、「学校の進路指導の過剰な治療体制」、「個別化：生徒をクラスから隔離する危険」、「全ての生徒が一挙に学校と折り合いが付けられるわけではない」。これらはいずれも、1970年代以来変化がない課題、国が解決できていない課題である。

その中で、2013年学校基本計画法と2016年コレッジ改革は、明確に「社会的融合」を学校

⁽⁵⁹⁾ 政府はこうした主張に対し、現状でラテン語を選択している生徒の割合は20%であり、教科横断演習とすることでより多くの生徒が古典語を学ぶことになる、としている。「Réforme du collège: ce qui est vrai, ce qui est faux,」 *Le Monde.fr*, 13.5.2015. <http://www.lemonde.fr/les-decodeurs/article/2015/05/13/reforme-du-college-ce-qui-est-vrai-ce-qui-est-faux_4633220_4355770.html>

⁽⁶⁰⁾ “Réforme du collège: 5 syndicats appellent à la grève,」 *Le Point.fr*, 16.4.2015. <http://www.lepoint.fr/societe/reforme-du-college-5-syndicats-appellent-a-la-greve-16-04-2015-1921839_23.php#xtmc=college-syndicat&xtmp=1&xtr=5>

⁽⁶¹⁾ “Réforme du collège: l’option latin de retour après la fronde,」 *Le Monde.fr*, 28.3.2015. <http://abonnes.lemonde.fr/education/article/2015/03/28/reforme-du-college-l-option-latin-de-retour-apres-la-fronde_4603347_1473685.html?xtmc=option_latin_fronde&xtr=12>

⁽⁶²⁾ Décret n° 2015-544 du 19 mai 2015 relatif à l’organisation des enseignements au collège. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/decret/2015/5/19/MENE1511207D/jo/texte>>

⁽⁶³⁾ Arrêté du 19 mai 2015 relatif à l’organisation des enseignement dans les classes de collège. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/arrete/2015/5/19/MENE1511223A/jo/texte>>

⁽⁶⁴⁾ Marie-Aleth Gard, *Une école de la réussite pour tous*, Journal officiel de la République française. Avis et rapports du Conseil économique et social, Paris: Direction des journaux officiels, 2015, p.138. <http://www.lecese.fr/sites/default/files/pdf/Avis/2015/2015_13_ecole_reussite.pdf>

で引き受け、恵まれた層にメスを入れてでも全生徒共通のコレージュにするという、「統一コレージュ」の現代化を目指すものであった。政策の導入からまだ1年度しか経過しておらず後の評価を待つべき状態であったが、2017年5月に発足したエマニュエル・マクロン (Emmanuel Macron) 大統領の新政権は「2017年度：信頼の学校を築くための4施策」⁽⁶⁵⁾を公表し、古典語教科の復活等、2016年コレージュ改革の修正を明言している。このため、改革の成果は一層不透明なものになっている。

最後に、コレージュ改革の課題は現代フランス社会特有の事情に根ざす部分が多いが、①基礎学力の低下、②貧困による教育機会や学力の格差、③移民・外国人を出自に持つ子どもの増加に伴う社会的背景の多様性の拡大は、我が国にも共通する課題である。この課題に取り組むに当たり、フランスの40年に及ぶ統一コレージュ改革の経験は参考になる部分が多い。その際、格差や隔離を生みフランスの教育改革を妨げてきた負のベクトルを持った多様性だけではなく、フランスが理想とする正のベクトルを持った多様性、すなわち、子どもが他者との相違を知り公正さや協調を学ぶ機会となる多様性に目を向けることが重要であろう。

(とよだ とおる)

⁽⁶⁵⁾ “Rentrée 2017: 4 mesures pour bâtir l'École de la confiance,” 2017.6. Ministère de l'Éducation nationale website <<http://www.education.gouv.fr/cid117637/rentree-2017-4-mesures-pour-batir-l-ecole-de-la-confiance.html>>